

○財務省告示第二百七十九号

日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十七条第二項の規定に基づき、平成三十一年三月十八日から発行を開始する日本銀行券千円の様式は、平成十六年十一月一日から発行を開始する日本銀行券壹万円、五千円及び千円の様式を定める件（平成十六年八月財務省告示第三百七十四号）に定める日本銀行券千円の様式とする。この場合において、表の項中「黒」とあるのは、「暗い紫みの青」とする。

平成三十年十月十八日

財務大臣 麻生 太郎